

参考資料3-1 反射系（神経調節系）失神用

【診断書記載要領】 ※ 診断書と一緒に医師の方に渡してください。

2 医学的判断

- 病名
- 総合所見（現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等）

〈病名〉

- 病気とは認められない旨の診断である場合には、「〇〇の症状（状態像）があるが、病気とは認められない。」等と記載する。
- 確定診断ではないものの、その症状等から「発作のおそれの観点から運転を控えるべきである。」と判断される場合、「意識消失発作」等と記載し、3の「反射性（神経調節系）失神で」を削除する。

〈総合所見〉

- 3の意見を導く根拠となる症状や経過、各種検査結果等を具体的に記載する。

3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

過去5年以内に反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがあるが

- (1) 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- (2) 6か月（ ）以内に(1)と診断できることが見込まれる。
※ 6か月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、（ ）内に1～5の整数を記載してください。
- (3) 上記(1)又は(2)のいずれにも該当しない。

〈現時点での病状（改善の見込み）についての意見〉

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- (1)～(3)のいずれかを丸で囲む。
- (2)の場合で6か月よりも短期間で診断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間（1か月～5か月）を記載する。
- 一度(2)の判断をした者について再度(2)の判断をする場合には、2の総合所見欄に、前回の見込みが異なった理由（環境要因の変化等）を具体的に記載する（この記載がない場合又は合理的な理由が示されていない場合には、(3)の意見として扱うこととなる可能性がある。）。

4 その他特記すべき事項

- 施行した検査等、参考となる事項を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地
担当診療科名
担当医師名

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことでご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係（適性検査担当）

Tel：089-934-0110（県警代表番号）